

ひとり親世帯の 家賃を支援します！



民間賃貸住宅（セーフティネット住宅のひとり親専用住宅）の賃貸人（所有者又は管理会社）へ郡山市が家賃の一部を補助することにより、ひとり親世帯の家賃負担額が公営住宅並み家賃まで減額されます。また、保証会社等に対して初回債務保証料を補助します。

1 要件

（1）ひとり親世帯の要件

- 児童扶養手当を受給し全部支給の決定を受けている
- 入居者全員の所得の合計が158,000円以下（公営住宅法施行令に規定する月収額）
- 住宅扶助（生活保護法）または住宅確保給付金（生活困窮者自立支援法）を受給していない
- 暴力団関係者ではない
- 転居が困難な事情がある（現在お住いの住宅で補助を受ける場合のみ）
- 賃貸借契約書の契約者が入居（希望）者本人
- 入居（予定）者は住宅の契約者本人とその子のみ

（2）居住する民間住宅の要件

- 郡山市内のセーフティネット住宅（ひとり親専用住宅）に登録済
- 賃貸人（所有者又は管理会社）が市へ補助金申請等対応可能

2 補助概要

補助額	①家賃（月額） 上限4万円 （公営住宅並み家賃との差額分） ②家賃債務保証料（初回分） 上限6万円 （連帯保証人がない契約に限る）
補助総額	480万円/戸まで （家賃と家賃債務保証料補助を合算。 最長20年以内）
募集戸数	30戸程度（※新規受付戸数）
募集期間	令和8年4月1日（水）から 令和9年1月8日（金）まで
募集方法	先着順 ※予算額に達した時点で受付終了

3 セーフティネット住宅とは

・住宅確保要配慮者（住宅の確保が困難な方）の入居を円滑にするための登録制度で、「専用住宅」と「登録住宅」の2種類があり、家賃補助の対象は「ひとり親専用住宅」です。セーフティネット住宅については、郡山市住宅政策課（電話024-924-2631）までお問い合わせください。

・空室情報はウェブサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」で、「郡山市」「専用住宅」「空室」の検索条件で検索してください。



問合せ先：郡山市子ども家庭課 女性・ひとり親家庭支援係

電話 024-924-3341 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号 ニコニコ子ども館3階

4 補助を受けるまでの流れ

(1) 「1 要件」に該当し家賃補助を希望する場合、入居（予定）者は郡山市こども家庭課へ申請が必要です。

<必要書類>

- 入居資格確認申請書
- 同意書
- 所得証明書（※1）
- 児童扶養手当証書の写し（※2）

※1 転入などで郡山市が所得を確認できない方のみ必要
16歳以上の入居（予定）者全員分

※2 前住所地で児童扶養手当全部支給で、郡山市への転入時から補助を受ける場合

(2) 郡山市より入居資格確認通知書交付後

- ①賃貸人へその旨報告し、補助金申請手続きと入居審査を行ってもらってください。
- ②賃貸人へ対し郡山市からの補助金交付決定となってから賃貸借契約等を結び、入居者負担額を賃貸人と確認してください。
- ③入居したら住民票の異動届を行ってください。

5 家賃補助額

- ・入居者負担額は世帯全員の所得（公営住宅法施行令に規定する月収額）と住宅の面積等で決定します。
- ・家賃と入居者負担額（公営住宅並み家賃）との差額（上限4万円）を賃貸人に補助します。
- ・詳しくは市公式ホームページをご覧ください。

モデルケース

家賃60,000円、50㎡の住宅
入居者所得104,000円以下の場合

26,000円

34,000円

入居者負担額 家賃補助額
(=公営住宅並み家賃※) (郡山市が負担)
※入居者の収入や住宅の面積等によって異なります

6 ひとり親世帯の現況確認

- ・補助が開始された場合、ひとり親世帯は毎年6月と12月に現況届が必要です。市より通知を送付しますので期日までに手続きをお願いします。手続きがないと補助継続できません。
- ・世帯構成変更や所得が変更になった場合には手続きが必要です。こども家庭課にお問い合わせください。

7 補助が終了する場合

- ・子（世帯主と同居している子の中で最も年齢が低い者）が18歳に達した次の3月31日
- ・「1 要件」を満たさなくなった場合。児童扶養手当要件については、支給停止になった場合

